

こ 子 第 247 号
令和 7 年 5 月 26 日

医療機関 各位

沖縄県こども未来部長
真鳥 裕茂



病児保育事業に係る「診断情報提供書」について（依頼）

平素より本県の子ども・子育て支援事業にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

市町村においては、子ども・子育て支援事業の一つとして、児童が病気の際に家庭等での保育が困難となった場合に一時的に保育を行う「病児保育事業」を実施しておりますが、当該事業の実施にあたっては、児童の症状等を確認した上で児童をお預かりする必要があります。

このため、医療機関においては、保護者から依頼があった場合に、病児保育事業を利用する際に必要な「医療情報提供書（医師連絡票）」を発行いただきたいと考えております。

つきましては、保護者から依頼があった際は、「診療情報提供書」により児童の症状について情報提供していただきますようお願い申し上げます。

「医療情報提供書（医師連絡票）」については、今後、市町村と調整し、県内統一様式を作成しあらためて貴会を通して医療機関に対し周知することとしておりますが、それまでの間は、すでに一部市町村から様式等が示されている場合は当該様式（一例として北谷町様式を参照）を活用いただき、無い場合は国から示された標準様式（別紙様式12の2）等任意で作成ください。

また、診療報酬の取り扱いについては、別添資料に基づき対応くださいますようお願いいたします。なお、当該内容については、これまで北谷町を含む3町から一般社団法人中部地区医師会に対し示されており、加えて、県外の自治体においても管轄の厚生局に確認の上、北谷町等と同様の内容を関係医療機関に対し周知を行っておりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

沖縄県こども未来部 子育て支援課
子育て班 仲村

TEL : 098-866-2457

MAIL : aa031305@pref.okinawa.lg.jp

医療機関の皆様へ

病児保育事業に係る「診療情報提供書」の作成及び診療情報提供料の算定について

- (1) 診察した児童について、病児保育等利用にあたり保護者から診療情報提供書の作成依頼があった場合は、「診療情報提供書」に診療状況を記入の上、原本を児童の保護者へお渡しください。

なお、診療録（カルテ）には、診療情報提供書の写しを添付する必要がありますので、コピーを添付して保管ください。

- (2) 診療情報提供料の算定について

- (1) 本診療情報提供書は、対象児童の居住する市町村宛てに情報提供をした場合に、診療情報提供料（Ⅰ）を算定することができます。

その際、レセプト摘要欄に診療情報の提供先の市町村名を記載し、患者からは自己負担分の支払いを受けてください。

- (2) 小児科外来診療を算定する場合は、小児科外来診療科に診療情報提供（Ⅰ）が含まれているため、診療情報提供料（Ⅰ）を算定することはできません。

- (3) 患者1人につき月1回の算定となります。